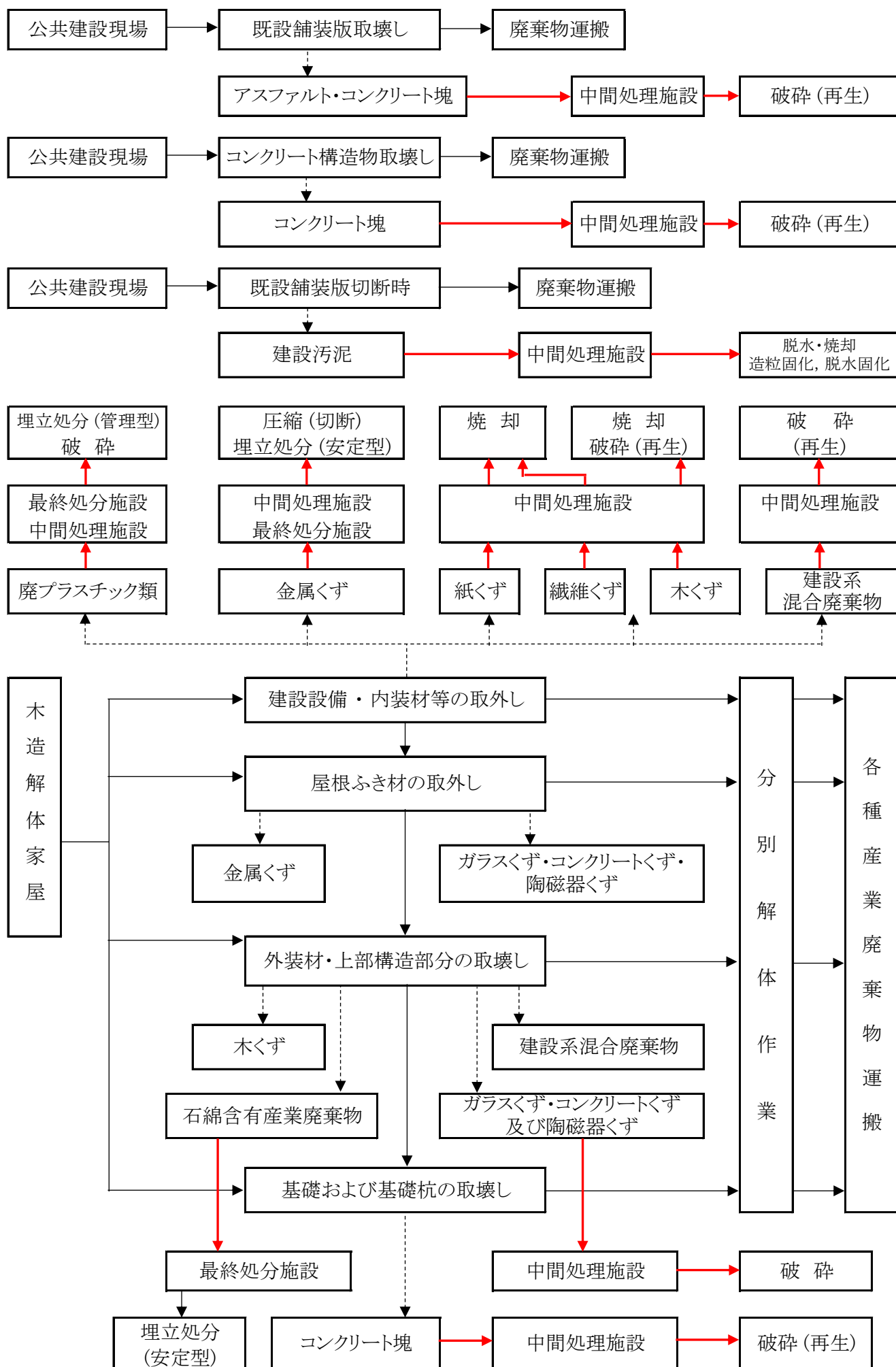


様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 30 日	
福島市長 木幡 浩 殿	
提出者	
住 所 福島市松川町浅川字包崎22番地の1	
氏 名 株式会社 丸立渡辺組	
代表取締役 渡辺 政二	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 024-567-3333 (代)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	防災・安全交付金事業 蓬萊小学校通学路 (市道南町・浅川線) 安全対策工事 現場他
事業場の所在地	福島市蓬萊町二丁目地内 他
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	709, 34万円 (令和 6年度)
③ 従業員数	24人 (令和7年 3月末現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

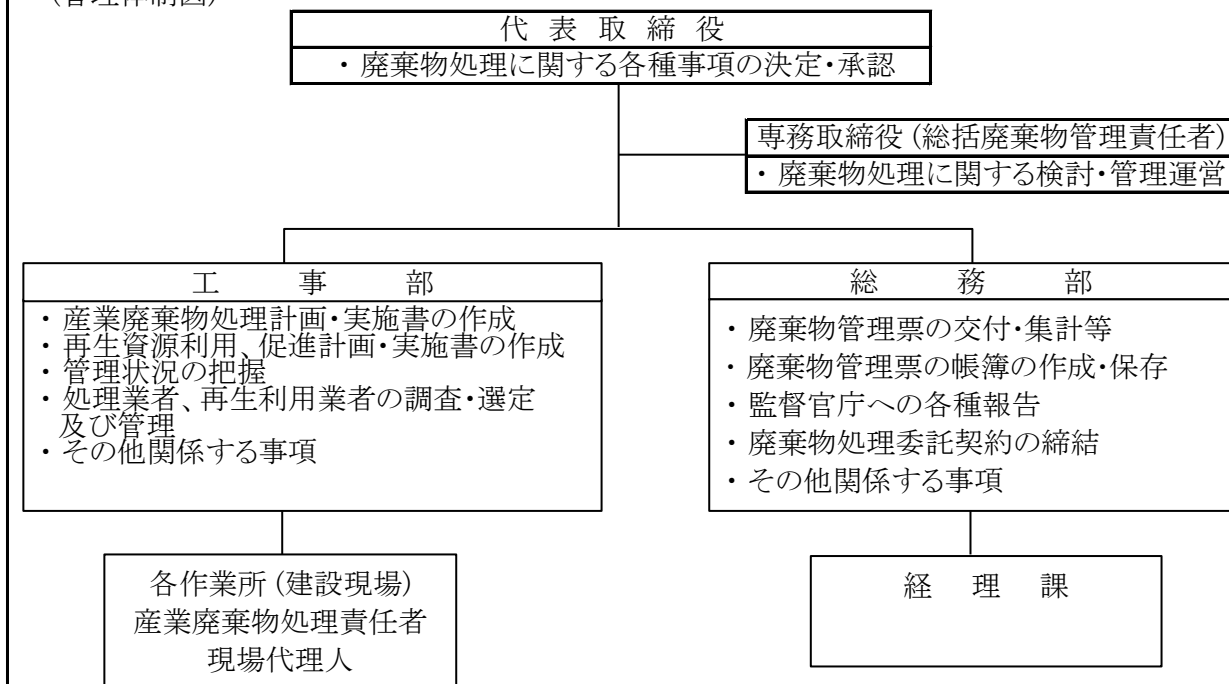
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程



(第 2 面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 工程毎に発生される各種産業廃棄物を、他の廃棄物と混合する事のない様に確認し、確実に分別を実施する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 今後も各種産業廃棄物を、他の廃棄物と混合する事のない様に確認し、確実に分別の実施徹底に努める。

(第 3 面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定は無い。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定は無い。		

(第 4 面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定は無い。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度） 実績】			別紙のとおり
	産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量	t		t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t		t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t		t
	(これまでに実施した取組)			

(第 5 面)

②計画	【目 標】	別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

・ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【令和6年度 実績】

①現状	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト・ コンクリート塊	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類	建設汚泥	木くず	繊維くず
	排 出 量	340.18t	855.15t	19.00t	0.95t	0.92t	8.72t	0.14t

（これまでに実施した取組） ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊に関しては、主に公共・民間の工事現場で再生路盤材として再生利用の実施。

【目 標】

②計画	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト・ コンクリート塊	廃プラスチック類	建設汚泥	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物
	排 出 量	150.00t	1,250.00t	6.00t	10.50t	12.00t	0.10t	4.68t

（今後実施する予定の取組） ・今年度も廃棄物の発生及び減量化、再生利用の推進に努める。

（第4面）

・ 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【令和6年度 実績】

①現状	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト・ コンクリート塊	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類	建設汚泥	木くず	繊維くず
	全 処 理 委 託 量	340.18t	855.15t	19.00t	0.95t	0.92t	8.72t	0.14t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量							
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	340.18t	855.15t	19.00t	0.95t	0.92t	8.07t	0.14t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量						0.65t	

（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、主に再生利用を前提として廃棄物処理業者を選定し、書面による契約締結の実施を行い処理の委託を行っている。

(第5面)

【目 標】

②計画	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト・ コンクリート塊	廃プラスチック類	建設汚泥	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量	150.00t	1,250.00t	6.00t	10.50t	12.00t	0.10t	4.68t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量							
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	150.00t	1,250.00t	6.00t	10.50t	9.0t	0.10t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量					3.0t		

(今後実施する予定の取組)

- ・今後も委託基準に従い、これまでに実施した取組を継続し、再生利用が可能な産業廃棄物については、再生利用を前提として委託できる廃棄物処理業者を選定し、書面による契約を締結し優良認定処理業者から行うことを推進する。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託料について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。